# 三重県総合文化センター指定管理者選定委員公募要領

#### (目的)

第1条 この要領は、三重県総合文化センター指定管理者選定委員(以下「委員」という。) の公募に関する必要事項を定めるものとする。

#### (募集人数)

第2条 公募による委員は、1名とする。

#### (応募者の資格)

- 第3条 公募による委員(以下「公募委員」という。)に応募しようとする者は、次の各号全 てに該当していなければならない。
  - (1) 県内に居住、通勤又は通学する者
  - (2) 年齢満18歳以上の者(高校生は除く)
  - (3) 国及び地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない者
  - (4) 三重県総合文化センター指定管理者に応募する法人・団体の役員等利害関係にない者

## (公募の方法)

- 第4条 公募委員に応募しようとする者は、指定された期日までに次の書類を提出するものとする。
  - (1) 三重県総合文化センター指定管理者選定委員の応募書(様式1)
  - (2) 指定された題目の作文

#### (選考会議の設置)

- 第5条 公募委員を選考するために、「三重県総合文化センター指定管理者選定公募委員選考会議」(以下「選考会議」という。)を設置するものとする。
- 2 選考会議は、次に挙げる職にある者をもって構成する。
  - (1) 生活・文化部文化・生涯学習分野総括室長
  - (2) 生活・文化部人権・社会参画・国際分野総括室長
  - (3) 生活・文化部文化振興室長
  - (4) 生活・文化部男女共同参画・NPO室長
  - (5) 生活・文化部生活・文化総務室長
- 3 選考会議には、選考委員長を置き、生活・文化部文化・生涯学習分野総括室長の職にある者をもって充てる。
- 4 選考会議は、必要に応じ、選考委員長が招集する。

## (公募委員の任期)

第6条 公募委員の任期は、別に定める委員の任期と同じ期間とする。

#### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、選考会議の議事、その他の運営に関する事項については、必要に応じて、その都度定めるものとする。

### 附則

- 1 この要領は、平成21年6月30日から施行する。
- 2 従前の「三重県総合文化センター指定管理者選定委員公募要領」(平成18年4月20 日施行)は、この要領の施行の日をもって廃止する。

# 三重県総合文化センター指定管理者選定委員応募書

ふりがな				男・女	
氏 名			性別	どちらかに	
生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日(	歳)
職業					
住所	〒 -				
連絡先	電話番号	(自宅・勤務先) どちらかに を			
上海·元	E メールアドレス (お持ちであれば)				
【応募理由】					

これらの情報は、応募資格の確認、会議開催にあたっての連絡及び委員となられた 後、委員としての情報(氏名、職業)を公開する際の資料に使わせていただきます。 なお、氏名及び職業以外の公表及び目的外の使用はいたしません。